

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2026年10月 2 日		
【会社名】	株式会社アイビスホールディングス		
【英訳名】	IBIS HOLDINGS Co., Ltd.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永江 榮司		
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田二丁目15番12号 （上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」で行っております。）		
【電話番号】	該当事項はありません。		
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。		
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区泉二丁目27番14号		
【電話番号】	(052)526-1590（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪田 寛生		
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		85,000,000円
	売出金額		
	（オーバーアロットメントによる売出し）		
	ブックビルディング方式による売出し		15,600,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年9月7日付をもって提出した有価証券届出書並びに2026年9月11日付及び2026年9月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）30,000株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年10月2日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

1. 名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場について
2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

（訂正前）

2026年10月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2026年9月24日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（425円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第256条及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	85,000,000	46,920,000
計（総発行株式）	200,000	85,000,000	46,920,000

（注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、名証の定める「有価証券上場規程施行規則」及び福証の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「取引所の定める有価証券上場規程施行規則等」と総称する。）により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年9月7日開催の取締役会決議に基づき、2026年10月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 仮条件（500円～520円）の平均価格（510円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は102,000,000円となります。

6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

2026年10月2日に決定された引受価額（478.40円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格520円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第256条及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	85,000,000	47,840,000
計（総発行株式）	200,000	85,000,000	47,840,000

（注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、名証の定める「有価証券上場規程施行規則」及び福証の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「取引所の定める有価証券上場規程施行規則等」と総称する。）により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	425	未定 (注) 3.	100	自 2026年10月5日(月) 至 2026年10月8日(木)	未定 (注) 4.	2026年10月9日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、500円以上520円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年10月2日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（425円）及び2026年10月2日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年9月7日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年10月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2026年10月13日（火）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、2026年9月25日から2026年10月1日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、名証の「有価証券上場規程」及び福証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（425円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
520	478.40	425	239.20	100	自 2026年10月5日(月) 至 2026年10月8日(木)	1株につ き 520	2026年10月9日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（500円～520円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、520円と決定いたしました。

なお、引受価額は478.40円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（520円）と会社法上の払込金額（425円）及び2026年10月2日に決定された引受価額（478.40円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は239.20円（増加する資本準備金の額の総額47,840,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき478.40円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年10月13日（火）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 販売に当たりましては、名証の「有価証券上場規程」及び福証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
フィリップ・キャピタル証券株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	84,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年10月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	20,000	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	20,000	
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	20,000	
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	16,000	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	10,000	
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号	10,000	
水戸証券株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号	10,000	
Jトラストグローバル証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	10,000	
計	—	200,000	—

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2026年10月2日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
フィリップ・キャピタル証券株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	84,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年10月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき478.40円）を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき41.60円）の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	20,000	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	20,000	
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	20,000	
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	16,000	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	10,000	
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号	10,000	
水戸証券株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号	10,000	
Jトラストグローバル証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	10,000	
計	—	200,000	—

(注) 1. 上記引受人と2026年10月2日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
<u>93,840,000</u>	6,000,000	<u>87,840,000</u>

- （注） 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（500円～520円）の平均価格（510円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（訂正後）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
<u>95,680,000</u>	6,000,000	<u>89,680,000</u>

- （注） 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

（訂正前）

①資金使途の内訳及び充当予定時期

上記の差引手取概算額87,840千円については、以下の通り充当する予定であります。

- a. 自動記録ビジネス電話の導入 21,000千円（2027年10月期15,000千円、2028年10月期6,000千円）
外部（関係各所）との電話のやり取りを文章化して支援記録に反映できるビジネス電話を導入する予定です。
- b. 利用管理記録システム 30,000千円（2027年10月期20,000千円、2028年10月期10,000千円）
利用者の個別QRコードを発行し、通所時間や送迎利用、昼食提供等の管理ができるシステムを開発、導入する予定です。
- c. 支援記録作成AI 36,840千円（2027年10月期20,000千円、2028年10月期16,840千円）
利用者の個別支援計画等の作成補助ができるAIを導入し、スタッフ事務作業の省力化を図る予定です。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

②投資回収計画

本DX投資は、業務効率化を目的としており、即座の売上拡大を企図するものではありませんが、当社グループの持続的成長における生命線となるシステム投資です。中長期的な省力化・効率化を推進するだけでなく、将来的なM&Aや他社からの業務請負への対応力も高め、グループ全体の事業拡大と収益化を牽引する投資回収計画としております。

③資金調達の妥当性

当社グループは、今後の成長戦略の実現に向けて、DX化が必要不可欠であり、公募増資による資金調達はDX化のために合理的かつ妥当であると判断しております。

また、上場による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

- a. 施設運営の効率化が進み、労働生産性向上を図ることができます。
- b. 業界未経験者でも障がい者支援の業務を早く習得することが可能となります。
- c. M&Aで当社グループに合流した施設においても、当社グループと同レベルの支援提供が可能になります。

(訂正後)

①資金使途の内訳及び充当予定時期

上記の差引手取概算額89,680千円については、以下の通り充当する予定であります。

- a.自動記録ビジネス電話の導入 21,000千円（2027年10月期15,000千円、2028年10月期6,000千円）
外部（関係各所）との電話のやり取りを文章化して支援記録に反映できるビジネス電話を導入する予定です。
- b.利用管理記録システム 30,000千円（2027年10月期20,000千円、2028年10月期10,000千円）
利用者の個別QRコードを発行し、通所時間や送迎利用、昼食提供等の管理ができるシステムを開発、導入する予定です。
- c.支援記録作成AI 38,680千円（2027年10月期20,000千円、2028年10月期18,680千円）
利用者の個別支援計画等の作成補助ができるAIを導入し、スタッフ事務作業の省力化を図る予定です。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

②投資回収計画

本DX投資は、業務効率化を目的としており、即座の売上拡大を企図するものではありませんが、当社グループの持続的成長における生命線となるシステム投資です。中長期的な省力化・効率化を推進するだけでなく、将来的なM&Aや他社からの業務請負への対応力も高め、グループ全体の事業拡大と収益化を牽引する投資回収計画としております。

③資金調達の妥当性

当社グループは、今後の成長戦略の実現に向けて、DX化が必要不可欠であり、公募増資による資金調達はDX化のために合理的かつ妥当であると判断しております。

また、上場による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

- a.施設運営の効率化が進み、労働生産性向上を図ることができます。
- b.業界未経験者でも障がい者支援の業務を早く習得することが可能となります。
- c.M&Aで当社グループに合流した施設においても、当社グループと同レベルの支援提供が可能になります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

（訂正前）

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	15,300,000	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 フィリップ・キャピタル証券株式会社 30,000株
計(総売出株式)	—	30,000	15,300,000	—

- （注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、フィリップ・キャピタル証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、フィリップ・キャピタル証券株式会社は、名証又は福証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（500円～520円）の平均価格（510円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	15,600,000	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 フィリップ・キャピタル証券株式会社 30,000株
計(総売出株式)	—	30,000	15,600,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、フィリップ・キャピタル証券株式会社が行う売出しであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、フィリップ・キャピタル証券株式会社は、名証又は福証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2026年 10月 5 日(月) 至 2026年 10月 8 日(木)	100	未定 (注) 1.	フィリップ・ キャピタル証 券株式会社の 本店及び全国 各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. フィリップ・キャピタル証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
520	自 2026年 10月 5 日(月) 至 2026年 10月 8 日(木)	100	1株につき 520	フィリップ・ キャピタル証 券株式会社の 本店及び全国 各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2026年10月2日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. フィリップ・キャピタル証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**1. 名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場について**

（訂正前）

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、フィリップ・キャピタル証券株式会社を主幹事会社として、名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場を予定しております。

なお、当社普通株式は2023年10月20日付でTOKYO PRO Marketに、2024年12月20日付でFukuoka PRO Marketに上場しておりますが、名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場(売買開始)日の前日(2026年10月12日(月))付でTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketについて上場廃止となる予定です。

TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketについて上場廃止となるまでの間、当社普通株式はTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいて上場銘柄として取り扱われますが、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の取引状況、及び本書提出日現在の当社の株主が本書提出日から名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場(売買開始)日の前日までの期間中、当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない旨を約束している点(詳細につきましては、後記「3. ロックアップについて(1)」をご参照下さい。)等を勘案し、本募集については、発行価格及び売出価格決定日時点のTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の終値を基準とした発行価格及び売出価格の決定は行わず、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第256条に規定するブックビルディング方式により決定する予定です。

（訂正後）

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、フィリップ・キャピタル証券株式会社を主幹事会社として、名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場を予定しております。

なお、当社普通株式は2023年10月20日付でTOKYO PRO Marketに、2024年12月20日付でFukuoka PRO Marketに上場しておりますが、名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場(売買開始)日の前日(2026年10月12日(月))付でTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketについて上場廃止となる予定です。

TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketについて上場廃止となるまでの間、当社普通株式はTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいて上場銘柄として取り扱われますが、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の取引状況、及び本書提出日現在の当社の株主が本書提出日から名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場(売買開始)日の前日までの期間中、当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない旨を約束している点(詳細につきましては、後記「3. ロックアップについて(1)」をご参照下さい。)等を勘案した結果、本募集については、発行価格及び売出価格決定日時点のTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の終値を基準とした発行価格及び売出価格の決定は行わず、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第256条に規定するブックビルディング方式により決定いたしました。

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

（訂正前）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社旺司ライフワーク（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、30,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、2026年10月27日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2026年10月13日から2026年10月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名証又は福証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社旺司ライフワーク（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、30,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、2026年10月27日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、2026年10月13日から2026年10月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名証又は福証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。